所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書

所得税法第56条は、家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、 家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行すること を防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、この僅かな控除額が家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンにも事業主名でないと組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

よって、国におかれては、自家労賃が必要経費として認められるよう、時代に即 した概念のもとに、国における抜本的な税制改正の議論の中で見直しを図ることを 求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年 6月19日

北海道鹿追町議会議長 埴 渕 賢 治

〔意見書提出先〕

衆議院議長 島 理 森 様 大 参議院議長 伊 達 忠 様 内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 財 務 大 臣 麻 生 郎 様 太 法 務 大 臣 勝 年 様 金 田

[写しを送付]

衆議院議員 Ш 子 様 中 郁 参議院議員 Ш 也 様 小 勝 参議院議員 達 忠 様 伊 参議院議員 徳 永 工 IJ 様 参議院議員 岳 様 長谷川 参議院議員 鉢 呂 吉 雄 様 北海道議会議員 喜 多 龍 _ 様 北海道議会議員 三 津 丈 夫 様 北海道議会議員 大 谷 亨 様 池 北海道議会議員 本 柳次 様 北海道議会議員 佐々木 恵美子 様 泉 北海道議会議員 崎 様 山 北海道議会議員 水 様 清 拓 也